

※団体・グループの実情に合った形で加筆・修正してください。

〇〇〇〇〇規約

(規約作成例)

(名称)

第1条 この団体は、〇〇〇〇〇（以下「本会」という。）と称する。

(所在)

第2条 本会は、別に定める会長が所在を定め、事務を統括する。

(目的)

第3条 本会は、〇〇〇〇の研鑽と振興、及び次代への継承のために、会員相互の連繋や技術交流、後継者の育成を図り、もって当地方における〇〇文化の昂揚発展と、〇〇の情操教育の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 発表会の開催
- (2) 各種発表会の出演
- (3) 研修会、講習会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した会員を以って組織する。

(会員)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員—広島県内に在住、若しくは広島県内で〇〇〇〇を行っている職格を有する者で、独自又は所属する団体が発表会等の公演実績があり、役員2名以上の推薦を受け、役員会で承認を受けた者。
- (2) 準会員—広島県内に在住し、〇〇〇〇を学んでいる者。
- (3) 賛助会員—本会の主旨に賛同する個人及び団体とする。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置き、会を運営する。

- (1) 会長—会を統括し代表する。(1名)
- (2) 副会長—会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。(1名)
- (3) 幹事—会長の諮問に応じ、必要事項について助言する。(若干名)
- (4) 事務局長—会の事務を統括する。(1名)
- (5) 会計—本会の会計を行う。(1名)
- (6) 書記—本会の記録と必要とする通信事務を行う。(1名)
- (7) 監事—必要により本会の監査を行う。(2名)

役員は本会の総会で互選し、任期は2年とし、再任を防げないものとする。

(顧問および相談役)

第8条 本会には、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

- (1) 顧問及び相談役は役員会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問及び相談役は本会の運営につき役員会及び会長に助言する。

(会議)

第9条 本会は事業並びに運営上の重要事項を議決するため、毎年12月第1日曜日に定期総会を開く。

第10条 会長は必要により、臨時総会を招集する。

第11条 会長は必要により、役員会を招集する。

(会費)

第12条 本会の運営に必要とする会費(年会費)を、次のとおり徴収する。又、必要により臨時会費を総会の議決により徴収する。

(1) 正会員—〇万円

(2) 準会員—〇千円

(3) 賛助会員

ア 個人—〇千円

イ 団体又は法人—〇万円

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(罰則)

第14条 会員が本会の運営を阻害し、又は本会の対面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、総会の過半数をもって除名する。

(付則)

第15条 本会は、令和元年〇〇月〇〇日より施行する。